

令和8年(2026年) 4月利用分より

窓口での事前支払いに変わります

多摩市民館利用料 支払方法変更のお知らせ

ここが
変わります!

これまで
(令和8年 3月利用分まで)



これから
(令和8年 4月利用分から)

支払方法

口座振替・
納入通知書



窓口での現金・
キャッシュレス

時期

利用日の
翌月末に後払い



予約確定～
利用開始前までに支払い

付帯設備利用料（各種舞台設備等） 備品等の付帯設備利用料は、利用終了時にお支払いいただきます。

切り替え

時期の注意点

- 4月1日の利用分：当日の利用開始前にお支払いいただきます。
- 利用日が4月1日の場合は当日支払いのみ、利用日が4月2日以降の場合は4月1日より事前払いを受け付けます。

お支払い方法と窓口でのお手続き

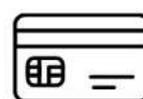
現金

クレジット
カード

電子マネー
QRコード

お支払い
受付時間

8:45～20:30



クレジットカード



電子マネー



QRコード



利用料金減免

減免申請書は当日利用開始前までに提出が必要です。当日利用後の減免申請は受付できません。

キャンセルに
ついて

- 定められた期間を過ぎてキャンセルする場合、所定の利用料をお支払いいただきます。
- 利用料を既にお支払いの場合、還付の手続きをご案内いたします。
- 還付の金額は、施設の種類やキャンセルされた日によって異なります。
- 荒天などの「特別な事由」にあたる場合は、利用料を徴収しないこともあります。その場合は中止届の提出が必要となります。

ご不明な点は、窓口またはメールでお問い合わせください info@tama-shiminkan.jp